般職  $\mathcal{O}$ 職 員の 給与に関する条例  $\mathcal{O}$ 部 を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

奈良県知事 荒 井 正 吾

## 奈良県条例第三十七号

般職の 職 員の 給与に関する条例  $\mathcal{O}$ 部を改正する条

を次のように改正する。 職員の給与に関する条例 (昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号)  $\mathcal{O}$ 部

える。 大規模災害か 第二十条の六第 らの 一項中 復興に関する法律 「第四十四 条にお (平成二十五年法律第五十五号) VI て準用する場合を含む。 第五十六条」  $\sqsubseteq$  $\mathcal{O}$ 下 に を加 及び

## 附則

(施行期日)

で の規定は平成二十六年四月 この条例中第二十条の六第一 \_ 項の改正規定は公布 日 から施行する。  $\mathcal{O}$ 日 カ 5 次 項 か 5 則第六項ま

(平成二十六年四月一日における号給の調整)

- 2 として 規則で定め により昇給した職員  $\mathcal{O}$ 規定の適用がない 平成二十年四月一 人事委員会規則で定め る職員を除く。 日にお ものとした場合に同日に受けることとなる号給の一号給上位 (同日における昇給 į١ る職員 その 7 般職 他当該職員との権衡上必要があると認め  $\hat{O}$ 平成二十六年四月  $\mathcal{O}$ の号給数 職員 の給与に関する条例第六条第四項 0 決定  $\mathcal{O}$ 一日における号給は 状況 を考慮し 7 5 人事委員会 ħ る  $\hat{O}$ . の 号 0 規定 項
- 3 例第二十九号) 該号給に応じた額に、 又は第五 ては、 地方公務員の育児休業等に関する法律 項に規定する勤務時間で除 同 )第十一条に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用 項中 第三条第二項 「とする」とあるのは、 職員 の勤務時間、 の規定によ して得た数を乗じて得た額とする」 休暇等に関する条例 り定められたその者の勤務時間 「とするものとし、 (平成三年 法律第百十号。 その者の給料月 (平成七年三月奈良県条 以下 とする。 を同条第 「育児休 額は 光業法 項 当 0
- 4 前項の 規定は 育児休業法第十七条の 規定による勤務をし 7 11 る職 員に · つ 11 て 準 甪
- 5 育児休業法第十八条に規定する短時間勤務職員に対する附 則第二項  $\mathcal{O}$ 規定  $\mathcal{O}$ 適用

条例第二十九号)第三条第四項の規定により定めら 当該号給に応じた額に、 項又は第五項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。 ついては、同項中「とする」とあるのは、 (人事委員会規則への委任) 職員の勤務時間、 休暇等に関する条例 「とするものとし、 れたその者の勤務時間を同条第一 その者の給料月額は、 (平成七年三月奈良県

6 人事委員会規則で定める。 附則第二項から前項までに定めるもののほか、 この条例の施行に関し必要な事項は、